

【古阪委員提出資料】

新国立競技場整備計画経緯検証委員会の皆様

150806

古阪秀三

私が所属する大学で、8月6日、7日に大学院入試が行われ、その関係の責任者の一人として代理が認められませんので、第1回の本委員会を欠席することとなりました。申し訳ありませんが、書面での意見を提出させていただきます。

申し上げるまでもなく、第1回委員会で決定されましたことには、全力で対応させていただきますが、一方で、私としては別紙のように考えております。このような方向で検証作業をさせていただきますことを切にお願いいたします。

1. 委員会開催、組織について

①決定事項

- ・委員会の委員は6名
- ・委員会は期間中3～4回程度
- ・ヒアリングは別途日程調整のうえ、必要に応じて行う

②提案／要望事項

経緯検証項目は多岐にわたり、特に新国立競技場建設の企画、設計（コンペを含む）、工事に至る事実関係・経緯の把握には、その内容の質的、量的多さから複数の専門家の協力を要請することが望ましく、委員会（委員）の下にそのような組織、たとえば、ワーキンググループ（WG）を編成したい。

2. 検証項目の提案

①検証項目追加提案の前提

事務局提案の「検証項目の例（たたき台）」は、経緯検証委員会の結論として記述されるべきことの主たるものと目されるが、その原因系の実事・実態の把握が不可欠である。この点に関して、次のような前提を提示する。

日本の建築プロジェクトは古来、発注者、設計者、施工者間の信頼関係に基づく相互補完に支えられて、品質の安定した建物がつくられてきた。

この日本の相互信頼に基づく建築プロジェクトの推進方法（プロジェクト関係者間での紛争が少ない方法）を参考にした米国、英国ではパートナーリング契約として1990年代に制度化し、契約約款、発注仕様書等を整備、クレームの応酬を避ける方法として普及させてきた。

一方、我が国では、強い信頼関係に基づく相互補完が維持されているものとの前提に立ち、多様化する発注契約方式にもかかわらず特段の契約約款、発注仕様書の開発とそのあり方を検討することもなく推移してきた。ところが、近年では、日本国内においても、プロジェクト関係者の増大（発注者組織の複雑化、設計チームの専門分化の進展、施工チームの専門分化と重層化）ならびにプロジェクト関係者の多国籍化が高まり、もはや、信頼関係に基づく相互補完のプロジェクト運営だけではプロジェクトを成功裏に完遂することが難しくなっている。

②追加検証項目の提案

1) 新国立競技場整備プロジェクトの主たる目的の精査

新国立競技場整備プロジェクト（以下、本プロジェクトという）の主たる目的はどのように表明され、それらが複数である場合、どのような優先順位が付けられていたか。これが、次に記述する調達マネジメントに多大な影響を与えることとなる。

2) 本プロジェクトを実施する際のプロジェクト組織編成の経緯

本プロジェクトを実施するに際しては、プロジェクト組織を編成しなければならない。発注者組織の編成、設計者、施工者等の調達方法を決定し適任者を選定しなければならない（これらのことを調達マネジメントという）。具体的には、本プロジェクト全体の意思決定者の選任すること、プロジェクトの実施は設計施工一括方式でやるのか、設計者と施工者をわけて調達するのか、分けた場合、設計者はコンペ、プロポーザル、資質評価方式いずれで選定するのか、コンペの場合にはアイデア／コンセプトコンペ、実施コンペいずれにするのか等、様々なことを考慮して調達マネジメントをしなければならない。

また、本プロジェクトでは、デザイン競技が採用されているが、その募集要項ならびに当選者と締結される契約において具体的業務内容と責任範囲が適切に合意できているか。日本語と英語における概念、意味するところの違い等をいかに解消したか（たとえば、「設計監修」は日本において多様に解釈・使用されており、一方で、英語でそれに類する言葉「design supervision」は、実務上どう扱われているかは判然としない）。これらの点も国際化するプロジェクトの調達マネジメントでは重要な要素となってきた。

今回、設計段階で施工者の参加を求め、契約を締結しているが、締結した契約、その後の工事請負契約において、他のプロジェクト関与者との役割、責任分担はどう調整されているか。また、請負契約はリスクが計算可能な時には有効に働く可能性が高いが、今回のような新技術の導入、労務・資機材のひっ迫といった環境の下で適切に機能するか。これらについていかなる判断を持って施工者との契約に至ったかは検証すべき点であろう。

以上をまとめると、本プロジェクトの場合の調達マネジメントがどのように行われたかの経緯は正確に検証する必要がある。また、その結果として各組織との契約において果たすべき役割と責任は明確に記述されたものであったか（日本的相互信頼、相互補完の關係に依存してはいなかったか）の検証も必要である。